

駐車場警備業務委託仕様書

[東京都障害者総合スポーツセンター]

1 . 目 的

本仕様書は、当センター（以下「甲」という。）利用者が甲の駐車場を利用する際の、出入り車両の誘導及び一般歩行者、一般車両の安全確保及び整理誘導の駐車場警備業務（以下「業務」という。）を委託することについて、甲が受託者（以下「乙」という。）に対し提示する条件等の詳細について定めるものである。

なお、この仕様書に記載のない事項は、甲の指示するところによる。

乙は、業務の遂行にあたっては、契約書並びに本仕様書を遵守し、当施設が障害者利用施設であることを十分に理解し、様々な障害の方に対し、障害を理解した上で対応し、安全かつ円滑、親切を基本として、常に「東京都障害者総合スポーツセンターのスタッフの一員としての自覚」をもち、「利用される方を常に大事なお客様として対応」し、委託業務を誠実に履行しなければならない。

2 . 委 託 内 容

[仕 様]

1. 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日

2. 駐車場警備員の配置

*4月～3月末まで（開館日） 2名 （8:00～17:00）

※上記期間において、閉館日は含まないものとする。

次の装及び装備品を満たし、配置する駐車場警備員は乙との雇用契約に基づき、甲以外の施設も含め、週20時間以上駐車場警備員として従事している人材で構成・配置すること（継続的な雇用契約に基づき、出来る限り長期にわたり対応できる方が望ましい）。また、乙は甲の特性を十分に理解し、様々な障害のある方に対し、対応できる駐車場警備員を配置すること。

[駐車場警備員仕様]

*警備員は乙所定の制服・装備品を正確に着用し、常に清潔を心がけるものとする。

*緊急時に備え、無線・携帯電話等による連絡機能を装備すること。

*その他、甲の指示するところによる。

3. 駐車場警備業務

(1) 駐車場警備業務

駐車場の出入り車両の誘導及び甲利用者、一般歩行者、一般車両の安全確保及び整理誘導をすること。また、センター主催行事（各種大会・地域交流事業）など、利用人員が事前に増えることが明らかな場合、甲乙協議のもと警備員を増員体制で駐車場警備業務につくこと。（概ね年間5日程度）

(2) 安全な管理運営業務への協力

警備員は、甲の送迎バス離発着時は利用者の整理誘導に協力すること。また、定期的に館内外巡回に協力し、駐車場及び館内外の安全と秩序維持に協力すること。

(3) その他、現場周辺の安全確保に必要な事項を行うこと。

(4) 感染症対策に伴い、甲が通常開館になるまでは、正面玄関及び職員通用口に警備員を配置し、利用者の誘導等に協力すること。

3 . 受 託 者 （ 乙 ） の 責 務

1. 法令等の遵守

乙は、業務遂行にあたっては、常に関係法令を遵守するとともに、業務従事者を教育指導すること。

2. 守秘義務

乙は、業務上知り得た甲並びに利用者の秘密を第三者に漏らしてはならない。委託期間終了後又は警備員の職を退いた後も同様とする。

3. 信用失墜行為の禁止

乙は、甲の信用を失墜する行為をしてはならない。

4. 乙は、受託業務の実施に先だち、駐車場警備員の名簿に履歴書（写しで可）を添えて甲に提出しなければならない。駐車場警備員が変更する場合も同様とする。また、駐車場警備員が受託業務に従事にする場合は、これに適した統一した服装及び名札を着用すること。

4 . 駐 車 場 警 備 員 管 理 責 任 者 の 選 任 と そ の 任 務

乙は、受託業務を円滑に遂行するため、駐車場警備員の中から駐車場警備員管理責任者を選任し、甲に届け出るものとする。

駐車場警備員管理責任者は、受託業務の実施に関し駐車場警備員に対して業務の指示及び指揮監督並びに日常業務の整理統括、甲に対する連絡或いは諸報告等、実地における契約履行上の任務を負うものとする。駐車場警備員管理責任者が変更等する場合は、速やかに甲にこの旨を届け出ること。

5 . 駐 車 場 警 備 員 の 研 修 指 導

乙は、駐車場警備員に対し、安全管理並びにお客様への対応等に関する手法、態度などについて定期的に研修指導を実施するものとし、その計画、実施結果について甲に書面にて報告すること。

6 . 施 設 運 営 管 理 事 業 へ の 協 力

乙は、甲が実施する消防訓練等、施設運営上の要請に応え必要により参加し、非常時等異常事態に協力するものとする。

7 . 費 用 負 担

本委託事業にかかる一切の経費は、別に定めるものを除き、乙の負担とする。ただし、委託業務の遂行上、疑義又は本仕様書に定めのない事項が生じた時は、その都度、甲と乙とが協議して取り決めるものとする。

8 . 駐 車 場 警 備 員 に 対 す る 異 議

甲は、委託業務の遂行に当たって、駐車場警備員について著しく不相当と認められる者があるときは、乙に対してその事由を明示し、当該従事者の交替を求めることができる。

9 . 賠 償 責 任

(1) 乙の損害賠償責任

乙は、受託した業務の履行にあたり、故意又は過失により、甲及び第三者に対して損害を生じさせたときは、その損害を速やかに賠償する責任を負う。

(2) 乙の使用人に対する損害賠償責任

乙の使用人が業務遂行中に被った損害については、それが甲の責めに帰すべき事由がある場合を除き、甲は一切の責任を負わない。

(3) 控室の提供と損害賠償責任

甲は、本業務に従事するため、乙から提出された駐車場警備員について、業務時間中の控室を甲の施設内に確保し、これの使用を無償で認めるものとする。また、甲が設備した機器の使用に伴う光熱水費は、これを免除する。乙は整理整頓、火気、戸締まり等善良な管理の下に使用し、乙の責めによる損害が発生した場合は、これを賠償するものとする。